

(参考)

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一 新旧対照表

関税 別表の 番号	品名	税率
一八〇六・一〇	<p>（略）</p> <p>チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）</p> <p>一 砂糖を加えたもののうち しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの</p> <p>その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペーパースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その他のもの</p> <p>（一）砂糖を加えたもの</p> <p>A チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品のうち チューインガムその</p>	<p>（略）</p> <p>二八・五%</p>
一八〇六・二〇	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税 別表の 番号	品名	税率
一八〇六・一〇	<p>（略）</p> <p>チョコレートその他のココアを含有する調製食料品</p> <p>その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペーパースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>（略）</p>
一八〇六・二〇	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

一八〇六・三二

その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）

詰物をしてないもの

二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたものうち

チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの

その他のもの

二 その他のもの

(一) (略)

A (略)

その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの

他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの

B その他のものうち

しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの

(二) その他のものうち

(略)

(略)

二七%

一%

一%

二二%

一八〇六・九〇

(二) その他のものうち

(略)

その他のもの

二 その他のもの

(一) (略)

A (略)

その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの

(略)

二二%

一九〇一・一〇
一九〇一・二〇
一九〇一・九〇

一九・〇一

(二) その他のもの

A) 砂糖を加えたものうち

チューインガムその他
の砂糖菓子及びし
よ糖の含有量が全重
量の五〇%以上のもの

麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するもの)にあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。
(一) 及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココアを含有するもの)にあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。

(略)
(略)
その他のもの

(一) (二) (略)

(略) (略) (略)

—
%

一九〇一・一〇
一九〇一・二〇
一九〇一・九〇

一九・〇一

麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するもの)にあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。
(一) 及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココアを含有するもの)にあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。

(略)
(略)
その他のもの

(一) (二) (略)

(略) (略) (略)

(三) (略)

(2) (1) その他のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じ、て行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

(略)

二五%

二 その他のもの

(一) 第〇四・〇一項から第〇

四・〇四項までの物品の調製食料品

A 砂糖を加えたもの
B その他のもの

二八・八%

(三) (略)

(2) (1) その他のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じ、て行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

(略)

二五%

(略)	二〇〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をした トマト(食酢又は酢酸により調製し 又は保存に適する処理をしたものを 除く。)	(略)
二〇〇二・九〇	(略)	調製し又は保存に適する処理をした 調製し又は保存に適する処理をした その他の野菜(冷凍してないものに 限るものとし、食酢又は酢酸により 調製し又は保存に適する処理をした もの及び第二〇・〇六項の物品を除 く。)	(略)
二〇〇・〇五	(新設)	(新設)	(新設)
二〇〇五・四〇	えんどう(ピスム・サティヴム) 一 砂糖を加えたもの 二 その他のものうち しよ糖の含有量が全重 量の五〇%以上のもの	一 %	(略)
二〇〇五・五一	さやを除いた豆 一 砂糖を加えたもの 二 その他のものうち しよ糖の含有量が全 重量の五〇%以上の もの	一 %	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

二二・〇一

コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物

コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品

二二〇一・一一

エキス、エッセンス及び濃縮物

一 砂糖を加えたものうち

しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの

エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒー

をもととした調製品

一 エクス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品

品

(一) 砂糖を加えたものうち

しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの

二 コーヒーをもととした調

二二・七%

一%

二二・〇一

(新設)

コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物

コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品

(新設)

二二〇一・一一

エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品

二 コーヒーをもととした調

(新設)

二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		<p>製品</p> <p>(一) (略)</p> <p>A (略)</p> <p>B その他のものうち その他の乳製品に 係る共通の限度数 量以内のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A 砂糖を加えたもの</p> <p>(b) その他のもの</p>	<p>(略)</p> <p>二五%</p> <p>一%</p>
二一〇一・二〇	<p>茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品</p> <p>二 茶又はマテをもととした調製品</p>		<p>製品</p> <p>(一) (略)</p> <p>A (略)</p> <p>B その他のものうち その他の乳製品に 係る共通の限度数 量以内のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A 砂糖を加えたもの</p> <p>(b) その他のもの</p>	<p>(略)</p> <p>二五%</p> <p>一%</p>

二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		<p>製品</p> <p>(一) (略)</p> <p>A (略)</p> <p>B その他のものうち その他の乳製品に 係る共通の限度数 量以内のもの</p>	<p>(略)</p> <p>二五%</p>
二一〇一・二〇	<p>茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品</p> <p>二 茶又はマテをもととした調製品</p>		<p>製品</p> <p>(一) (略)</p> <p>A (略)</p> <p>B その他のものうち その他の乳製品に 係る共通の限度数 量以内のもの</p>	<p>(略)</p> <p>二五%</p>

(四) 其他のもの
 ハ 其他のもの
 %以上のもの
 が全重量の五〇
 以上糖の含有量
 のうち
 有する飲料のもと
 伊 其他のもの
 おたねにんじん又
 はそのエキスを含
 有する飲料のもと
 (a) 砂糖を加えたもの
 E 其他のもの
 (二) 其他のもの
 林水産大臣の証明
 を受けて輸入され
 るもの
 政令で定める麦等
 のうち政令で定め
 るところにより農
 林水産大臣の証明
 を受けて輸入され
 るもの
 法第四五条第一項
 第三号に規定する
 政令で定める麦等
 のうち政令で定め
 るところにより農
 林水産大臣の証明
 を受けて輸入され
 るもの
 法第四五条第一項
 第三号に規定する
 政令で定める麦等
 のうち政令で定め
 るところにより農
 林水産大臣の証明
 を受けて輸入され
 るもの
 法第四五条第一項
 第三号に規定する
 政令で定める麦等
 のうち政令で定め
 るところにより農
 林水産大臣の証明
 を受けて輸入され
 るもの
 法第四三条の規
 定による連名によ
 る申込みに応じて
 行う政府の買入れ
 及び売渡しに係る
 麦等として輸入さ
 れるもの並びに同
 法第四五条第一項
 第三号に規定する
 政令で定める麦等
 のうち政令で定め
 るところにより農
 林水産大臣の証明
 を受けて輸入され
 るもの
 法第四三条の規
 定による連名によ
 る申込みに応じて
 行う政府の買入れ
 及び売渡しに係る
 麦等として輸入さ
 れるもの並びに同
 法第四五条第一項
 第三号に規定する
 政令で定める麦等
 のうち政令で定め
 るところにより農
 林水産大臣の証明
 を受けて輸入され
 るもの
 法第四三条の規
 定による連名によ
 る申込みに応じて
 行う政府の買入れ
 及び売渡しに係る
 麦等として輸入さ
 れるもの並びに同
 法第四五条第一項
 第三号に規定する
 政令で定める麦等
 のうち政令で定め
 るところにより農
 林水産大臣の証明
 を受けて輸入され
 るもの

一%

二五%

法第四三条の規
 定による連名によ
 る申込みに応じて
 行う政府の買入れ
 及び売渡しに係る
 麦等として輸入さ
 れるもの並びに同
 法第四五条第一項
 第三号に規定する
 政令で定める麦等
 のうち政令で定め
 るところにより農
 林水産大臣の証明
 を受けて輸入され
 るもの
 法第四三条の規
 定による連名によ
 る申込みに応じて
 行う政府の買入れ
 及び売渡しに係る
 麦等として輸入さ
 れるもの並びに同
 法第四五条第一項
 第三号に規定する
 政令で定める麦等
 のうち政令で定め
 るところにより農
 林水産大臣の証明
 を受けて輸入され
 るもの
 法第四三条の規
 定による連名によ
 る申込みに応じて
 行う政府の買入れ
 及び売渡しに係る
 麦等として輸入さ
 れるもの並びに同
 法第四五条第一項
 第三号に規定する
 政令で定める麦等
 のうち政令で定め
 るところにより農
 林水産大臣の証明
 を受けて輸入され
 るもの
 法第四三条の規
 定による連名によ
 る申込みに応じて
 行う政府の買入れ
 及び売渡しに係る
 麦等として輸入さ
 れるもの並びに同
 法第四五条第一項
 第三号に規定する
 政令で定める麦等
 のうち政令で定め
 るところにより農
 林水産大臣の証明
 を受けて輸入され
 るもの

二五%

I

II

小売用の容器
入りにしたも
ので、容器と
も一個の重
量が五〇〇グ
ラム以下のも
の
しよ糖の含有
量が全重量の
八五%以上の
もの（小売用
の容器入りに
したもの（容
器とも一個
の重量が五〇
〇グラム以下
のものに限る
。）、成分に
変更を加える
ことなく小売
用の容器入り
のもの（容器
とも一個の
重量が五〇〇
グラム以下の
ものに限る。
）にする旨が
政令で定める

—
%

手続により証 明されたもの 及び課税価格 が一キログラ ムにつき二五 七円を超える ものを除く。	Ⅲ (I) その他のもの 乳糖、乳た んぱく又は 乳脂肪を含 有するもの 小売用の 容器入り にしたもの の（容器 ともの一 個の重量 が五〇〇 グラム以 下のもの に限る。	一キログラム につき一円九 〇銭	その他の もの	二七・一% 二八・八%
--	--	------------------------	------------	----------------

(略)	
(略)	(Ⅱ)のその他のも
(略)	— %

(略)	
(略)	
(略)	